

## 第 568 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 12 年 1 月 21 日 (金) 14:00~15:30
- 2 場 所 共用第 3 特別会議室 (中央合同庁舎第 4 号館 4 階)
- 3 出席者 計 20 名  
(委 員)  
溝口会長、松田委員、井原委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、  
村山委員、飯島委員、袖井委員、伊達木委員、吉田委員、松崎委員、  
山本委員  
(委員代理) 福山 (金子委員代理)、平戸 (西藤委員代理)、張間 (堀内委員代理)  
(総務庁)  
井上統計局長、渡辺統計企画課長、杉山統計審査官、金子統計審査官

### 4 配付資料

- 1) 部会の開催状況
  - 部会の開催状況一覧
- 2) 答申事項
  - 諮問第 262 号の答申案「建設工事統計調査の改正について」
- 3) 報告事項
  - 平成 10 年法人土地基本調査等の速報について
- 3) その他
  - 平成 11 年 11 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 47 巻・第 11 号)
  - 指定統計の公表実績及び予定
  - 第 566 回統計審議会議事録

### 5 議題及び議事

- 1) 部会の開催状況
  - 1 平成 11 年 12 月 22 日及び平成 12 年 1 月 12 日に開催された第 63 回及び第 64 回の鉱工業・建設統計部会については、答申案の審議の際に審議経過と併せて報告された。
  - 2 平成 11 年 12 月 24 日に開催された第 75 回国民生活・社会統計部会 (議題: 「国民生活基礎調査の実施状況について」及び「文部省所管指定統計調査の実施状況について」) の開催結果について廣松部会長から報告が行われた。

[質 疑]

松田委員) 国民生活基礎調査について、次回の部会で標本抽出方法とフレームの劣化の問題について検討するとのことだが、国勢調査の調査区属性を含め、比推定に使われる情報を、どのくらい早く国民生活基礎調査の設計に間に合わせることができるのか。人口・労働統計部会における国勢調査の審議の際には、今の段階では無理だが、場合によっては項目の一部を早めに利用することが不可能ではないという議論がされていたので、是非とも総務庁統計局統計調査部国勢統計課との間で御検討を頂ければと思う。

また、学校基本調査の問題だが、調査票が業務統計のような形で設計されており、教員数・学生数等が調査されていたと記憶している。今、廣松部会長から説明があったように、大学間の相互乗り入れ等で、どの学生を対象にしているのかという区切りが非常に不透明になってきている。このような実態に対し、なんらかの形で調査項目の中に反映させて調べる必要はないのか。単位の互換の問題等で幾つか問題があるのではないか。

各種学校等を含めて学校の形態が多様化している中で、文部省の所管となるのか通商産業省の所管になるのか分からないが、今の学校基本調査の調査事項にそれが効果的に反映されていないのではないかという議論がされているが、この点を是非とも文部省で御検討を頂く必要があるのではないか。

廣松部会長) 国民生活基礎調査の標本抽出方法やフレームの劣化に関しては、厚生省から説明を頂いた後に審議をすることになろうかと思うが、もし人口・労働統計部会の方でそのような形で御検討されているのであれば、この部会としても検討したいと思う。特に平成13年大規模調査のときに間に合うような形で情報を利用できればと思っている。

学校基本調査の学校数、学生数のとらえ方、各種学校と学校形態の多様性に伴う調査そのものの困難性に関しては、前回部会の時にもかなり議論を行った。その際調査票の改正という形での議論ではなくて、調査全体の今後のあり方ということで議論したので、ここに挙げたような点や、松田委員が提示された論点に関しては、今後の企画立案に当たって反映させていくよう部会として調査実施部局にお願いした。

篠塚委員) 国民生活基礎調査に関する報告の主な意見1の5に、所得が少なくかつ貯蓄も少ないといったデータについては、生計維持の観点も踏まえつつその審査の際に十分吟味いただきたいという内容が記述されている一方で、4には、貯蓄額は皆低めに答えるので下方バイアスが生じやすいという記述もあるが、両者はどのように関係するのか教えていただきたい。つまり、5で述べていることは、4に書かれていることとは何の関係もなく、「低く出ているものについては慎重に」ということだけなのか。

廣松部会長) 4は、貯蓄に関して、他の統計調査の結果と少し乖離していることに注目して指摘したものである。5は、所得の方も他の調査との差が目立つが、ここで問題なのは所得と貯蓄の両方とも少ないという点に関してそれが妥当かということである。ただ、この点に関しては、所得をとらえる期間と貯蓄をとらえる時点が少し異なっており、単にバイアス、特に下方バイアス等だけの問題ではない。ここは、概念が少し異なっているところがあるので、その点を十分吟味しなければならないと同時に、「生計維持」の観点と記述しているのは、一部に、常識的に考えて、はたして生計維持が可能なのかどうかというような所得水準・貯蓄水準が

あるので、やはりその原因を探るべきであろうという意味での指摘である。

溝口会長) 今回は文部省の指定統計調査を取り上げていただいて、非常に有り難いことだと思っている。特に大学で管理職等に携わっていると、文部省から非常に沢山のアンケートの依頼が来る。学校基本調査を少し強化すれば、おそらくこれらのアンケートは来ないであろうというものが非常に沢山ある。

したがって、学校基本調査をもう少し充実させていただければ、大幅にこれらのアンケートが減ると思うので、今後引き続き御検討いただきたい。

## 2) 答申事項

諮問第262号の答申案「建設工事統計調査の改正について」

総務庁統計局統計基準部杉山統計審査官が答申案を朗読し、篠塚鉦工業・建設統計部会長が部会審議経過及び答申案を説明した。

[質 疑]

松田委員) 昨年、部会報告がされたときに、受注又は着工時点での調査を受注時点に切り替えるが、実際問題として現行の着工調査は受注時と着工時の間が3か月以内の場合は、受注時で調べているのであまり影響はないという説明があつて、受注時に切り替えるという内容であつたかと思う。景気判断の指標のために調査時点を早めるということは非常に重要なことだと思うが、一方、部会のもう一つの論点で、建設業界には非常に下請けが多いが、二次・三次下請けの把握ができないのかという議論に対しては、着工でなくて受注ベースである限りできないということであつたかと思う。そうすると、受注ベースの把握で景気判断指標を早めるということだが、下請けの動向を押さえていくという点でどのように考えたらよいか。関連して、集計結果についてであるが、施工地ベースの都道府県別と、発注ないしは受注者の所在地の都道府県別のクロス集計は、施工の現場が実は地域の景気に非常に影響することを考えれば、どこが受注してどこが下請けの現場に出すのかは、重要な問題だと思う。部会としては、どのような御検討の結果、このような改正でやむを得ないという結論に達したのか教えていただきたい。

篠塚部会長) 調査時点を着工から受注に変えたことで、企業の下請けの問題がどうなるかということ、また、実態が把握できなくなるのではないかということかと思うが、現行の受注B調査では大体3千百の有意抽出された客体について限定的に実施しているものが、今回の動態統計調査では、層化無作為抽出になって、約1万2千社の客体について把握ができるようになる。したがって、その結果、地域別の下請工事の実態は今までより充実したものになるのではないかとまず第一に考える。

次に、下請けについての詳細な状況把握については、部会でも問題提起された。しかし、月次の建設業者の下請を含む全体の生産活動を把握

することは今回の動態統計調査の狙いからみて非常に難しく、詳細な内容の調査を行うことは、技術的にも難しい。報告者負担の面からも非常に困難ではないかという声が多かったと思う。着工時点であれば下請け構造が把握できるのではないかという指摘もあったが、これについては施工途中で下請け業者が変更される可能性もあるので、正確に把握できないのではないかということで、最終的には下請けについてはこれでやむを得ないということになった。

また、施工場所別の都道府県のデータと発注者の所在地別のクロス集計が予定されていないという指摘だが、可能であると思うので改正計画の承認までに措置を検討したい。

飯島委員) 幅広く合目的的に御検討を頂いたと思う。この報告を伺って、三つの調査を一つの調査に統合するとか、あるいは調査票を10種類から2種類に統合するとか、ある調査対象控除の金額について引き上げる等は合理化・簡素化の方向で大変望ましいと思うが、一方においては、調査範囲を広げている。民間建築工事については、10億円を5億円に引き下げられている。さらに機械装置等工事については、10億円を500万円まで引き下げられている。そうすると、おそらく中小企業の方は相当報告の簡素化を図れるのではないかと思うが、中堅大手はやや増えるのではないか。答申案の最初の方に、平成12年度の調査実施後速やかに標本設計について再評価すると書いてあるが、受注の報告動向、負担の傾向等についても是非フォローアップしていただきたい。調査目的をかなえつつ、調査の負担が大きいかどうかについてもよくフォローアップしていただいたら有り難いというのが一つである。

もう一つは、将来的にはここに書いてあるように、これからあらゆる調査について電子化の方向にもっていくのだろうと思う。こういう問題についてもよく浸透するようお願いしたいと思っている。経団連内部でこの内容を見て、若干検討するというと、大手の所の負担が増えるのではないかという意見があるので、報告者の実情についても少々御配慮を頂きながらフォローアップを加味してもらえたら大変有り難い。

溝口会長) 今の点はそのようにあってほしいと解釈してよろしいか。それは審議会の議事録にとどめるとともに、引き続き現場においてフォローアップをお願いしたいということでもよろしいか。松田委員もよろしいか。

松田委員) 動態統計調査で取り上げるのが非常に難しいということになると、いづれ年次調査を検討されるわけだと思うので、年次調査と動態統計の関係をどう整理するのかということが諮問の段階から議論されている問題点である。是非十分御検討を頂ければと思う。

それから、集計計画に関しては、せつかくの調査なので、できるだけ活用できるような集計結果表の御検討を頂く必要があるのではないかと思う。指定統計調査として承認されたもの以外の集計をしようとする、目的外使用承認申請等の手続が必要となる。実施までの間に集計計画を

見直し、必要と認められる結果表様式については追加していただきたい。  
廣松委員) 調査項目に関しては、特に工事の内訳を建築と土木と機械に分けたというのは大変良いと思うが、一番最後の廃止の所で、労働者の延べ就業予定数を廃止するという形になっているが、廃止した場合にこれ以外の何か情報というものはあるのか。

篠塚部会長) 現在、建設労働需給調査において、全国10地域別で建設労働者の需給に関する動向が把握できている。もちろん、本統計の標本設計とは大きく異なるが、廃止する理由の所にも書いてあるように、特にリース機械の利用の普及や労働者の頻繁な移動により、昔のように簡単に労働者・就業者の数が把握出来なくなってきており、今後は、建設労働需給調査の方を活用せざるを得ないと考えている。

溝口会長) ただ今の松田委員の発言については、指定統計調査として承認された集計表以外のものを建設省等で、分析をしたときには何らかのかたちで情報提供をしていただければと思う。

以上で本案をもって当審議会の答申として採択することとし、総務庁長官に対して答申する。

今回の答申について建設省建設経済局の糸川調査情報課長からごあいさつがある。

糸川調査情報課長) 建設工事統計調査の改正については、昨年の11月12日の諮問以来、年末年始の御多忙時にもかかわらず、鉱工業・建設統計部会において4回に及ぶ熱心な御審議を頂くとともに、調査技術開発部会の学識委員の先生方に貴重な御意見を頂く機会を設けていただいた。こうした御審議あるいは御意見を踏まえて本日答申が採択されるに至ったことを厚く御礼申し上げます。建設省としては、答申で御指摘を頂いた事項、あるいは、本日御指摘を頂いた事項については、引き続き検討を重ねながら建設工事受注統計調査の的確な実施とより一層の充実に努めてまいりたいと考えている。会長、部会長を始め、統計審議会の委員の先生方に重ねて御礼を申し上げますとともに、引き続き御指導を賜るようお願い申し上げ、簡単ではあるが御挨拶とさせていただきます。

### 3) 報告事項

#### 1 平成10年 法人土地基本調査等の速報について

国土庁土地局の石川土地情報課長が、資料「平成10年法人土地基本調査等の速報について」に基づき、概略を報告。

[質 疑]

松田委員) 3ページの図4と図5で、平成5年と比べた際の建物以外の空き地の利用現況が非常に興味深い。駐車場の件数が増え空き地が減ることがあって、ただ面積としてはそれほど増えてないというのは、これはこれまでの宅地等として使われている土地がこの件数の増加になったということなのか。平成5年と平成10年との間の動きについて、とにかく再開発しようと思っていたが、塩漬けになってしまった土地をとりあ

えずは駐車場等にしてしまうことで空き地で持っているのをやめようという事で分かるが、面積の方が微妙な動きなのはどういうことなのかという点について教えていただきたい。

石川課長) 駐車場についてはどちらかというといわゆる青空駐車場であるが、立体駐車場については、建物の方に入っているので、そういう意味で面積は動かない立体駐車場になったという可能性もある。これについては、まだ精査している段階であり、確報段階で十分分析をしてお答えしたい。

井原委員) 法人と世帯の調査結果を一緒にして、例えば、地域別、都道府県別の土地のマクロとしての利用の形態は推計できるのか。

石川課長) 現在、まだ世帯については面積が出ていない。これは住宅・土地統計調査の方でまだ面積を集計していないのでそれを待って一緒に推計したいと思うが、問題は、都道府県別に土地所有地別推計を行うとなると、この調査の標本設計は会社ごとの標本設計をしているので、土地所有地別になると標本設計について誤差が生じてくるということである。ただ、都道府県別にこの調査結果は是非とも発表すべきではないかという強い御意見を頂いているので、十分その点を踏まえながら、確報段階で検討していきたいと思っている。我々としては、やはり都道府県別に建物の利用現況・土地の利用現況というものを明らかにしていきたいと考えている。

廣松委員) 資料にある図15の現住居の敷地以外の集計については、土地所在地で集計しているのか。

石川課長) この集計については、世帯の所在地からみたもので集計している。別の都道府県単位の集計表では、現住居敷地以外の土地については所在地別の集計としている。

溝口会長) 9ページに法人の所有する土地などの取得時期別面積というのがあるが、宅地等から他への転用はリスクがないと思うので、ほとんど売却と考えてよろしいか。

石川課長) 売却もあるし、棚卸資産に移行したケースがあると思っている。それから、今回個票をみていくと、例えば、開発用地(宅地)として取得したが、山林に置き変わっている例もあるようである。こうした例を細かくみるためにも今後、パネル分析を行おうと考えている。

溝口会長) 売却関係のデータについては、詳しく出していただければ、将来とも分析に役立つデータではないかと私個人としては考えている。